| 事業の区分 | 第一種事業の要件 | 第二種事業の要件 |
|-----------|----------------------|--------------------------|
| 一 条例第二条第二 | イ 道路の新設の事業(車線(道路構造 | |
| 項第一号に掲げる | 令(昭和四十五年政令第三百二十号) | |
| 事業 | 第二条第七号の登坂車線、同条第八 | |
| | 号の屈折車線及び同条第九号の変速 | |
| | 車線を除く。以下同じ。)の数が四 | |
| | 以上であり、かつ、長さが七・五キ | |
| | ロメートル以上である道路を設ける | |
| | ものに限る。) | |
| | ロ 道路の拡幅の事業 (新たに車線を増加 | |
| | させ、かつ、車線の数の増加に係る部 | |
| | 分(拡幅後の車線の数が四以上である | |
| | ものに限る。)の長さが七・五キロメ | |
| | ートル以上であるものに限る。) | |
| | | ハ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第八 |
| | | 条第一項第一号に規定する第一種低層住居専 |
| | | 用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中 |
| | | 高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地 |
| | | 域及び田園住居地域内を通過する道路の新設 |
| | | の事業(車線の数が四以上であり、かつ、当 |
| | | 該地域内の施行区間の長さの合計が二キロメ |
| | | ートル以上七・五キロメートル未満である道 |
| | | 路を設けるものに限る。) |
| | | ニ この項ハに規定する地域内を通過する道路 |
| | | の拡幅の事業 (新たに四以上の車線を増加し、 |
| | | かつ、車線の数の増加に係る部分の長さの合 |
| | | 計が二キロメートル以上七・五キロメートル |
| | | 未満であるものに限る。) |
| | | |

- ホ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十一条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別保護地区内並びに自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内を通過する道路の新設の事業(車線の数が二以上で、かつ、当該地区内の施行区間の長さの合計が一キロメートル以上のもの(車線の数が四以上のもので、かつ、施行区間の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。)に限る。)
- へ この項示に規定する地域内を通過する道路の拡幅の事業 (新たに車線を増加させ、かつ、車線の数の増加に係る部分 (拡幅後の車線の数が二以上であるものに限る。)の長さの合計が二キロメートル以上のもの (新たに四以上の車線を増加し、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが七・五キロメートル以上のものを除く。) に限る。)
- ト 自然公園法第二十条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域(特別保護地区を除く。)内、県立自然公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十号)第十条の規定により指定された自然公園の特別地域内並びに自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域(特別地区を除く。)内及び同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域内を通過する道路の新設の事業(車線の数が二以上で、かつ、これらの地域内の施行区間の長さの合計が五キロメートル

| | つ、施行区間の長さが 上のものを除く。)に チ この項トに規定する。 の拡幅の事業 (新たに) 車線の数の増加に係る 数が二以上であるもの 計が七・五キロメート | |
|-----------|--|-------------|
| | 限る。) | |
| 二 条例第二条第二 | ユ イ 河川管理施設等構造令(昭和五十一年 貯水面積が二十へクター) | ル以上七十五ヘクター |
| 項第二号に掲げる | 政令第百九十九号)第二条第二号のサ ル未満であるダムの新築 | の事業 |
| 事業 | ーチャージ水位(サーチャージ水位が | |
| | ないダムにあっては、同条第一号の常 | |
| | 時満水位)における貯水池の区域(以 | |
| | 下「貯水区域」という。) の面積 (以 | |
| | 下「貯水面積」という。) が七十五へ | |
| | クタール以上であるダムの新築の事 | |
| | 業 | |
| | ロ 計画湛水位(堪の新築又は改築に関す 湛水面積が二十~クタール | 以上七十五ヘクタール |
| | る計画において非洪水時に堪によって未満である堰の新築の事 | 業 |
| | たたえることとした流水の最高の水位 | |
| | で堰の直上流部におけるものをいう。) | |
| | における湛水区域(以下単に「湛水区域」 | |
| | という。)の面積(以下「湛水面積」と | |
| | いう。)が七十五ヘクタール以上である | |
| | 堰の新築の事業 | |
| | ハ 改築後の湛水面積が七十五ヘクタール 改築後の湛水面積が二十へ | クタール以上であり、か |
| | 以上であり、かつ、湛水面積が三十つ、湛水面積が十个クタール | レ以上増加することとな |
| | 七・五ヘクタール以上増加することとる「塩の改築の事業(第一種 | 事業に該当しないも |
| | なる堰の改築の事業 のに限る。) | |
| | | |

ニ 施設が設置される土地の面積及び施 湖沼開発面積が二十へクタール以上七十五へク 底の最大の水平投影面積の合計(以下 業 「湖沼開発面積」という。)が七十五 ヘクタール以上である湖沼水位調節施 設の新築の事業

設の操作により露出することとなる水 | タール未満である湖沼水位調節施設の新築の事

ホ 七十五へクタール以上の面積の土 二十へクタール以上七十五へクタール未満 の事業

地の 形状を変更する放水路の新築 の面積の土地の形状を変更する放水路の新築 の事業

- 項第三号に掲げる 事業
- 軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、 浮上式鉄道その他の特殊な構造を有す ものに限る。) る鉄道を除く。以下「普通鉄道」とい う。) の建設(全国新幹線鉄道整備法 (昭和四十五年法律第七十一号) 附則 第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建 設を除く。この項のイの第三欄におい て同じ。) の事業(長さが七・五キロ メートル以上である鉄道を設けるも のに限る。)

三条例第二条第二 イ 鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内 普通鉄道の建設の事業(長さがニキロメートル以 上七・五キロメートル未満である鉄道を設ける

> く。) 又は地下移設、高架移設その他 メートル未満であるものに限る。) の移設(軽微な移設を除く。)に限る。 この項のロの第三欄において「鉄道施 設の改良」という。) の事業(改良に 係る部分の長さが七・五キロメート ル以上であるものに限る。)

ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線|普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係 路の増設(一の停車場に係るものを除 る部分の長さが二キロメートル以上七・五キロ

の建設の事業(長さが七・五キロメーるものに限る。) トル以上である軌道を設けるもの に限る。)

ハ 新設軌道(普通鉄道の構造と同様の)新設軌道の建設の事業(長さがニキロメートル 構造を有するものに限る。以下同じ。) 以上七・五キロメートル未満である軌道を設け

又は地下移設、高架移設その他の移設 トル未満であるものに限る。) (軽微な移設を除く。) に限る。この 項の二の第三欄において「線路の改良」 という。) の事業(改良に係る部分の 長さが七・五キロメートル以上であ るものに限る。)

ニ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の|新設軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部 増設(一の停車場に係るものを除く。) | 分の長さが二キロメートル以上七・五キロメー

四条例第二条第二イ 項第四号に掲げる 事業

風力発電所の設置 の工事の事業(出力が 七千五百キロワット 以上であるものに限 る。)

風力発電所の設置の工事の |事業 (事業実施区域内に環 境保全の観点から法令等に 指定された地域があり、 つ、出力が五千キロワッ \vdash 以上七千五百キロワット未 満であるものに限る。)

- 風力発電所の変更 の工事の事業(出力が 七千五百キロワット 以上増加するものに 限 る。)
- 風力発電所の変更の工事 事業(事業実施区域内に環 境保全の観点から法令等に 指定された地域があり、か つ、出力が五千キロワット 以上七千五百キロワット未 満増加するものに限る
- 火力発電所の設置 の工事の事業(出力が 七万五千キロワット 以上であるものに限 る。)
- 火力発電所の設置の工事の 事業(出力が三万キロワッ ト以上七万五千キロワット 未満であるものに限る。)
- 火力発電所の変更 の工事の事業(出力が 七万五千キロワット 以上増加するものに 限 る。)
- 火力発電所の変更の工事の |事 業 (出 力 が 三 万 キ ロ ワ ッ ト以上七万五千キロワット |未満増加するものに限る。)

太陽電池発電所の設 置の工事の事業(出力 が三万キロワット以上 又は開発面積(開発行 為に係る土地の形質が 変更される区域に限定 されない一団の土地の 面積をいう。以下同

太陽電池発電所の設置の工 |事 の 事 業 (事 業 実 施 区 域 内 に 環境保全の観点から法令等 に指定された地域があり、か つ、開発面積が五十ヘクター ル以上七十五ヘクタール未 満のものに限る。

| 1 | じ。)が七十五ヘクタ |
|-----------|---|
| | ール以上のものに限し |
| | る。) |
| - | へ 太陽電池発電所の変 太陽電池発電所の変更の工 |
| | 更の工事の事業(出力事の事業(事業実施区域内に |
| | が三万キロワット以上環境保全の観点から法令等 |
| | 増加又は開発面積が七一に指定された地域があり、か |
| | 十五へクタール以上増 つ、開発面積が五十へクター 加するものに限る。) ル以上七十五ヘクタール未 |
| | 満増加するものに限る。) |
| 五 条例第二条第二 | イ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終 |
| 項第五号に掲げる | 棄物の最終処分場の設置の事業(埋立 処分場の設置の事業(埋立処分場所の面積が十へ |
| 事業 | 処分の用に供される場所(以下「埋立 クタール以上二十五ヘクタール未満であるも |
| | 処分場所」という。)の面積が二十五 のに限る。) |
| | ヘクタール以上であるものに限る。) |
| | ロ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終 |
| | 棄物の最終処分場の規模の変更の事業 処分場の規模の変更の事業 (埋立処分場所の面 |
| | (埋立処分場所の面積が二十五ヘク 積が十ヘクタール以上二十五ヘクタール未満 |
| | タール以上増加するものに限る。) 増加するものに限る。) |
| 六 条例第二条第二 | 公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立 公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立干拓区域 |
| 項第六号に掲げる | て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタール以 |
| 事業 | 域」という。)の面積が四十ヘクタールを下であるものに限る。) |
| | 超えるものに限る。) |
| 七 条例第二条第二 | 土地区画整理事業 (施行地区の面積が七十 土地区画整理事業 (事業実施区域内に環境保 |
| 項第七号に掲げる | 五ヘクタール以上であるものに限る。) 全の観点から法令等に指定された地域があ |
| 事業 | り、かつ、施行地区の面積が五十ヘクタール |
| | 以上七十五ヘクタール未満であるものに限 |
| | る。) |

事業

「住宅団地」という。)の造成の事業(開|る。) 発面積が七十五ヘクタール以上であるも のに限る。)

八 条例第二条第二 二以上の住宅の用に供するための敷地及 住宅団地の造成の事業 (事業実施区域内に環 項第八号に掲げる びこれに隣接する緑地、道路その他の施設 境保全の観点から法令等に指定された地域 の用に供するための敷地として造成され|があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール以 る一団の土地(この項の第三欄において)上七十五へクタール未満であるものに限

項第九号に掲げる 事業

維持が目的のもので、かつ、土地の形 質が変更される面積が五ヘクタール未 満のものを除く。この項のイの第三欄 において「公園」という。) の設置の 事業(開発面積が七十五へクタール以 上であるものに限る。)

九 条例第二条第二 イ 都市公園法 (昭和三十一年法律第七 | 公園の設置の事業 (事業実施区域内に環境保 十九号) 第二条第一項に規定する都 全の観点から法令等に指定された地域があ 市公園及び自然公園法第二条第一号り、かつ、開発面積が五十ヘクタール以上七 に規定する自然公園以外の公園(自然 | 十五ヘクタール未満であるものに限る。)

> 事業(開発面積が七十五ヘクタール以る。) 上であるものに限る。)

ロ 運動施設、遊戯施設、休養施設、教養 運動施設等の設置の事業 (事業実施区域内に 施設及びこれらと一体となって整備さ 環境保全の観点から法令等に指定された地 れる施設(この項の口の第三欄におい)域があり、かつ、開発面積が五十ヘクタール て「運動施設等」という。)の設置の以上七十五ヘクタール未満であるものに限

十 条例第二条第二 事業

庫業、自動車ターミナル業、貨物荷扱 のに限る。) 固定施設業、飛行場業、卸売業、小売 業、駐車場業、学術研究、専門・技術 サービス業、宿泊業、飲食サービス業、

|畜産農業(養蚕農業を除く。)、製造 | 工場・事業場用地の造成の事業(事業実施区 項第十号に掲げる|業、電気・ガス・熱供給・水道業、放|域内に環境保全の観点から法令等に指定さ 送業、情報サービス業、映像・音声・ れた地域があり、かつ、開発面積が五十へク 文字情報制作業、道路貨物運送業、倉|タール以上七十五へクタール未満であるも

生活関連サービス業、娯楽業(旅行業 及び娯楽業を除く。)、医療、福祉、 教育、学習支援業(社会教育を除く。)、 協同組合(他に分類されないもの)、 サービス業(他に分類されないもの) 又は公務に係る一又は二以上の工場又 は事業場の用に供するための敷地及び これに隣接する緑地、道路その他の施 設の用に供するための敷地として造成 される土地(以下この表において「工 場・事業場用地」という。) の造成の 事業(開発面積が七十五ヘクタール以 上であるものに限る。) 第三条 イ 土、砂利(砂及び玉石を含む。) 又は 土石採取場の新設の事業(土石採取場の面積が二 条例第一号 岩石(以下「土石」という。)の採取 十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満である 第二条に掲げ (河川法(昭和三十九年法律第百六十 ものに限る。) 第二項る事業 七号)第六条第一項に規定する河川区 域内における採取を除く。以下同じ。) の用に供する場所及びこれと一体とな って設けられる採取した土石の保管、 移送若しくは搬出の作業、土石の採取 その他の作業に伴って発生する廃棄物 若しくは排水の処理又は十石の採取そ の他の作業に伴って生ずることが予想 される災害の防止のために必要とさ れる場所(以下「土石採取場」とい う。)の新設の事業(土石採取場の 面積が七十五ヘクタール以上である ものに限る。) ロ 土石採取場の増設の事業(土石採取場 土石採取場の増設の事業(土石採取場の面積の増 の面積の増加が七十五へクタール以上|加が二十へクタール以上七十五へクタール未満

であるものに限る。)

であるものに限る。)

+-

第十一

号に掲

げる事業

第二号 に掲げ る事業

た商の和が一以上となる複合事業

第三条 ハ それぞれの事業の要件となる面積を それぞれの事業(土地区画整理事業、住宅団 それぞれの事業の第一種事業の要件と地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施 される面積のうちの最小のもので除し一設等の設置の事業又は工場・事業場用地の造 成の事業にあっては、事業実施区域内に環境 保全の観点から法令等に指定された地域が あるものに限る。) の要件となる面積をそれ ぞれの事業の第二種事業の要件とされる面 積のうちの最小のもので除した商の和が一 以上となる複合事業(第一種事業に該当しな いものに限る。)

備考

- 「運動施設」とは、陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、ゴルフ場、スキー場、スケート 場、乗馬施設、サーキット場その他これらに類する施設をいう。
- 「遊戯施設」とは、競馬場、競輪場、遊園地その他これらに類する施設をいう。
- =「休養施設」とは、キャンプ場、別荘地その他これらに類する施設をいう。
- 「教養施設」とは、動物園、植物園、水族館、博物館、野外劇場その他これらに類する施設をいう。
- 五 十の項の第二欄に掲げる産業の分類は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類の名称 及び分類表を定める件(平成二十五年総務省告示第四百五号)に定める日本標準産業分類による。
- 「環境保全の観点から法令等に指定された地域」とは、次に掲げる地域をいう。 六
 - イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定され た国定公園
 - ロ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第 一項の規定により指定された特別保護地区
 - ハ 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園
 - ニ 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例第二十 三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

| 事業の区分 | 第一種事業又は第二種事業に係る免許等 | |
|--------------|---------------------------------------|--|
| 一 条例第二条第二項第一 | 1 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四十七条第一項の免許又は第 | |
| 号に掲げる事業 | 六十六条第一項の認可 | |
| | 2 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定による道路の区 | |
| | 域の決定又は変更 | |
| | 3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項若しくは第六項 | |
| | 若しくは第十条第一項若しくは第四項の許可又は第十八条第二項若しくは第三項 | |
| | の規定による届出の受理 | |
| | 4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認 | |
| | 5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、 | |
| | 同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三 | |
| | 項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理 | |
| | 6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定によ | |
| | る協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可 | |
| | 7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一 | |
| | 項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第 | |
| | 一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理 | |
| | 8 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可又は第二 | |
| | 十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項 | |
| | の規定による保安林の指定の解除 | |
| | 9 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の | |
| | 許可 | |
| 二、条例第二条第二項第二 | 1 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第四条第一項の基本計画の | |
| 号に掲げる事業 | 作成 | |
| | 2 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十三条第一項の | |
| | 規定による認可 | |
| | 3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若 | |
| | しくは第五十五条第一項の許可、第七十九条第一項(河川法施行令(昭和四十年 | |
| | 政令第十四号)第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。)の認可又は第 | |
| | 七十九条第二項(同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。)若し | |
| | くは第九十五条の規定による協議 | |
| | 4 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第三条第一項の規定による | |

届出の受理、同条第二項の許可、第六条第一項の規定による届出の受理又は同条 第二項の許可

- 5 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第六条第一項、第十条第一項、第二 十六条又は第三十条第一項の認可
- 6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、 同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第 三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理
- 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定によ る協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可
- 8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一 項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第 一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理
- 9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
- 10 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第 一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の 許可

号に掲げる事業

- 三 条例第二条第二項第三 1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項(第十二条第四項において準用する 場合を含む。)又は第十二条第一項の認可
 - 2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号) 第六条第一項の認可
 - 3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、 同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三 項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理
 - 4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定によ る協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可
 - 5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第 一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条 第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理
 - 6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可

号に掲げる事業

- 四 条例第二条第二項第四 1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の 規定による届出の受理
 - 2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許 可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理

- 3 県立自然公園条例第十条第三項の許可
- 4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第-項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第 一項の規定による届出の受理、同条第五項の通知の受理又は第二十八条第一項の 規定による届出の受理
- 5 都市計画法第二十九条の許可
- 6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除
- 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
- 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第 三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

号に掲げる事業

- 五 条例第二条第二項第五 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条 第一項若しくは第九条第一項の許可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定 による届出の受理又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可
 - 2 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除
 - 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
 - 4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三 項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

号に掲げる事業

- 六 条例第二条第二項第六 1 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は第四十二 条第一項の承認
 - 2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
 - 3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三 項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

号に掲げる事業

- 七 条例第二条第二項第七 1 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項、第十四条第 一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認 可
 - 2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
 - 3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第 三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

| | 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 |
|-------------|--|
| 号に掲げる事業 | 2 都市計画法第二十九条の許可 |
| ALTON STA | 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく |
| | は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 |
| | 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 |
| | 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第3 |
| | 3 |
| | 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7 |
| 九条例第二条第二項第九 | 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 |
| 号に掲げる事業 | 2 都市計画法第二十九条の許可 |
| | 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく |
| | は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 |
| | 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 |
| | 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三 |
| | 項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可 |
| 十 条例第二条第二項第 | 1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 |
| 十号に掲げる事業 | 2 都市計画法第二十九条の許可 |
| | 3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく |
| | は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 |
| | 4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 |
| | 5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第 |
| | 三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可 |
| | 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二 |
| | 号)第五条第一項の実施計画の策定 |
| 十一 条 第三条第一 | 1 採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可 |
| 例第二 号に掲げる | 2 砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の認可 |
| 事業 条第二 | 3 河川法第五十五条第一項の許可 |
| 項第十 | 4 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく |
| 一号に | は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 |
| 掲げる | 5 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 |
| 事業 | 6 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第3 |
| | 項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可 |
| | |

号に掲げる 事業

- 第三条第二 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許 可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の受理又は第十五条第一 項若しくは第十五条の二の六第一項の許可
 - 2 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五 十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可
 - 3 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理
 - 4 都市計画法第二十九条の許可
 - 5 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策 定
 - 6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除
 - 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可
 - 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第 三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

備考 都市計画に定めようとする対象事業の場合にあっては、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一 項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定又は変更を加 える。

| 事業の区分 | 第一種事業評価書又は第二種事業評価書の送付時期 |
|------------|-------------------------------------|
| 一 条例第二条第二項 | 次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 第一号に掲げる事業 | 1 道路運送法第四十七条第一項の免許の申請又は第六十六条第一項の認可の |
| | 申請 |
| | 2 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更 |
| | 3 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項若しくは第十条第一項若 |
| | しくは第四項の許可の申請又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による |
| | 届出 |
| | 4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認の |
| | 申請 |
| | 5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協 |
| | 議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは |
| | 第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出 |
| | 6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定 |
| | による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請 |
| | 7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による |
| | 協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、 |
| | 第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知 |
| | 8 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による |
| | 保安林の指定の解除の申請 |
| | 9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 |
| 二条例第二条第二項 | 次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 第二号に掲げる事業 | 1 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成 |
| | 2 独立行政法人水資源機構法第十三条第一項の規定による認可の申請 |
| | 3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一 |
| | 項若しくは第五十五条第一項の許可の申請、第七十九条第一項(河川法施行 |
| | 令第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。)の認可の申請又は第七 |
| | 十九条第二項(同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。)若 |
| | しくは第九十五条の規定による協議 |
| | 4 工業用水道事業法第三条第一項の規定による届出、同条第二項の許可の申 |
| | |

請、第六条第一項の規定による届出又は同条第二項の許可の申請

- 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認 可の申請
- 6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協 議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは 第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出
- 7 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定 による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請
- 8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による 協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、 第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知
- 9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請
- 10 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は 第十五条の二第一項の許可の申請

条例第二条第二項|次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前

第三号に掲げる事業

- 1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項(第十二条第四項において準用す る場合を含む。) 又は第十二条第一項の認可の申請
- 2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令第六条第一項の認可の申請
- 3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協 議、同条第三項の認可の申請、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは 第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出
- 4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定 による協議、同条第三項の認可の申請又は第十条第三項の許可の申請
- 5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による 協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、 第二十六条第一項の規定による届出又は同条第五項の通知
- 6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請

条例第二条第二項|次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前

第四号に掲げる事業

- 1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第 一項の規定による届出
- 2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許 可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出
- 3 県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請
- 4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協

議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十 六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定 による届出 5 都市計画法第二十九条の許可の申請 6 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による 保安林の指定の解除の申請 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 十五条の二第一項の許可の申請 条例第二条第二項|次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 第五号に掲げる事業 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の 許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五 条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請 2 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による 保安林の指定の解除の申請 3 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 十五条の二第一項の許可の申請 六 条例第二条第二項|次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 第六号に掲げる事業 1 公有水面埋立法第二条第一項の免許の申請又は第四十二条第一項の承認の 申請 2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 十五条の二第一項の許可の申請 条例第二条第二項次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 第七号に掲げる事業 | 1 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、 第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請 2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第

十五条の二第一項の許可の申請

| _ | | | |
|-------|--------|----|-----------------------------------|
| 八条例第 | 5二条第二項 | 次に | ご掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 第八号に | こ掲げる事業 | 1 | 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 |
| | | 2 | 都市計画法第二十九条の許可の申請 |
| | | 3 | 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による |
| | | 仔 | 安林の指定の解除の申請 |
| | | 4 | 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 |
| | | 5 | 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 |
| | | + | 一五条の二第一項の許可の申請 |
| 九 条例第 | 三条第二項 | 次に | こ掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 第九号に | こ掲げる事業 | 1 | 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 |
| | | 2 | 都市計画法第二十九条の許可の申請 |
| | | 3 | 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による |
| | | 仴 | 民安林の指定の解除の申請 |
| | | 4 | 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 |
| | | 5 | 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 |
| | | + | 一五条の二第一項の許可の申請 |
| 十 条例第 | 二条第二項 | 次に | - 掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 第十号に | こ掲げる事業 | 1 | 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 |
| | | 2 | 都市計画法第二十九条の許可の申請 |
| | | 3 | 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による |
| | | 仔 | 是安林の指定の解除の申請 |
| | | 4 | 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 |
| | | 5 | 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 |
| | | + | 一五条の二第一項の許可の申請 |
| | | 6 | 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の |
| | | 策定 | |
| 十一条 | 第三条第一 | 次に | 掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 |
| 例第二条 | 号に掲げる | 1 | 採石法第三十三条の三第一項又は第三十三条の五第一項の認可の申請 |
| 第二項第 | 事業 | 2 | 砂利採取法第十八条第一項又は第二十条第一項の認可の申請 |
| 十一号に | | 3 | 河川法第五十五条第一項の許可の申請 |
| 掲げる事 | | 4 | 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による |
| 業 | | 仔 | 民安林の指定の解除の申請 |
| | | 5 | 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 |
| I | | | |

農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 十五条の二第一項の許可の申請 第三条第二 次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 号に掲げる 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の 事業 許可の申請、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は第十五条 第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第 五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出 都市計画法第二十九条の許可の申請 4 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策 定 森林法第十条の二第一項の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による 保安林の指定の解除の申請 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第 十五条の二第一項の許可の申請

備考 都市計画に定めようとする対象事業の送付の時期は、この表の規定にかかわらず、都市計画法第十 八条第一項又は第十九条第1項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ り都市計画の案をそれぞれ宮城県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議する前とする。

別表第四 (第五十六条関係)

| 長第四 (第五十六条関 | 係) | |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない変更の要件 |
| 一 別表第一の一 | 道路の長さ | 道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項に該当す | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れ |
| る対象事業 | | た区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| 二 別表第一の二 | 貯水区域の位置 | 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面 |
| の項のイに該 | | 積の二十パーセント未満であること。 |
| 当する対象事 | コンクリートダム又はフィ | |
| 業 | ルダムの別 | |
| 三 別表第一の二 | 滋水区域の位置 | 新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面 |
| の項のロ又は | 徳水区域の位直 | |
| ハに該当する | | 積の二十パーセント未満であること。 |
| 対象事業 | 固定堰又は可動堰の別 | |
| 四 別表第一の二 | 湖沼水位調節施設の施設が | 新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域 |
| の項の二に該 | 設置される土地又は施設の | にあっては、水平投影面積)が変更前の湖沼開発面 |
| 当する対象事 | 操作により最大限に露出す | 積の二十パーセント未満であること。 |
| 業 | ることとなる水底の区域(以 | |
| | 下「湖沼開発区域」という。) | |
| | の位置 | |
| 五 別表第一の二 | 放水路の区域の位置 | 新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当 |
| の項のホに該 | | 該区域の面積の二十パーセント未満であること。 |
| 当する対象事 | | |
| 業 | | |
| 六 別表第一の三 | 鉄道の長さ | 鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のイ又は | 本線路施設区域(別表第一の | 変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた |
| 口に該当する | 三の項に該当する対象事業 | 区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| 対象事業 | が実施されるべき区域から | |
| | 車庫又は車両検査修繕施設 | |
| | の区域を除いたものをいう。 | |
| | 以下同じ。)の位置 | |

| | 本線路(一の停車場に係るも | 本線路の増設がないこと。 |
|--------------------|---------------|-------------------------|
| | のを除く。以下同じ。)の数 | |
| | 鉄道施設の設計の基礎とな | 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上 |
| | る列車の最高速度 | の部分において十キロメートル毎時を超えて増加し |
| | | ないこと。 |
| 七 別表第一の三 | 軌道の長さ | 軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のハ又はニ | 本線路施設区域の位置 | 変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた |
| に該当する対象 | | 区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| に該ヨ9の対象 - 事業 | 本線路の数 | 本線路の増設がないこと。 |
| ナ 本 | 軌道の施設の設計の基礎と | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地 |
| | なる車両の最高速度 | 上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加 |
| | | しないこと。 |
| | | |
| 八 別表第一の四 | 発電所の出力 | 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のイ及び | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離 |
| 口に該当する | | れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこ |
| 対象事業 | | と。 |
| 九 別表第一の四 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加 |
| の項のハ及び | | しないこと。 |
| ニに該当する | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離 |
| 対象事業 | | れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこ |
| | | と。 |
| | 原動力についての汽力、ガス | |
| | タービン、内燃力又はこれら | |
| | を組み合わせたものの別 | |
| | 燃料の種類 | |
| | 冷却方式についての冷却塔、 | |
| | 冷却池又はその他のものの | |
| | 別 | |
| 十 別表第一の四 | 発電所の出力 | 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のホ及び | | |

| へに該当する | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離 |
|----------|---------------|--------------------------|
| 対象事業 | | れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこ |
| | | と。 |
| | | 新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事 |
| | | 業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、 |
| | | 二十ヘクタール未満であること。 |
| 十一 別表第一の | 埋立処分場所の位置 | 新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋 |
| 五の項に該当 | | 立処分場所の面積の二十パーセント未満であるこ |
| する対象事業 | | と。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関 | |
| | する法律施行令(昭和四十六 | |
| | 年政令第三百号)第七条第十 | |
| | 四号イに規定する産業廃棄 | |
| | 物の最終処分場、同号ロに規 | |
| | 定する産業廃棄物の最終処 | |
| | 分場又は一般廃棄物若しく | |
| | は同号ハに規定する産業廃 | |
| | 棄物の最終処分場の別 | |
| 十二 別表第一の | 埋立干拓区域の位置 | 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋 |
| 六の項に該当す | | 立干拓区域の面積の二十パーセント未満であるこ |
| る対象事業 | | と。 |
| 十三 別表第一の | 施行地区の位置 | 新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施行地 |
| 七の項に該当 | | 区の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十へ |
| する対象事業 | | クタール未満であること。 |
| 十四 別表第一の | 対象事業実施区域の位置 | 新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事 |
| 八の項から十 | | 業実施区域の十パーセント未満であり、かつ、二十 |
| 一の項のハま | | ヘクタール未満であること。 |
| でに該当する | | |
| 対象事業 | | |

別表第五 (第五十七条関係)

| (界五 (界五十七 | (ボ) | |
|------------|------------------------|--------------------------|
| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない変更の要件 |
| 一 別表第一の一 | 道路の長さ | 道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のイ又は | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた |
| 口に該当する | | 区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| 対象事業 | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| | 盛土、切土、トンネル、橋若 | 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の |
| | しくは高架又はその他の構 | 構造の別が連続した千メートル以上の区間において変 |
| | 造の別 | 更しないこと。 |
| 二 別表第一の一 | 道路の長さ | 道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のハから | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた |
| チに該当する | | 区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| 対象事業 | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| | トンネル又は橋を設置する | トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置 |
| | 区域の位置 | (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は |
| | | 行わないこととするものでないこと。 |
| 三 別表第一の二 | 貯水区域の位置 | 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積 |
| の項のイに該 | | の十パーセント未満であること。 |
| 当する対象事 | コンクリートダム又はフィ | |
| 業 | ルダムの別 | |
| | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れ |
| | 对 多事未关他区域(7) 匝直 | た区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| 四 別表第一の二 | - 溢水区域の位置 | 新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積 |
| の項のロ又は | | の十パーセント未満であること。 |
| ハに該当する | 固定堰又は可動堰の別 | |
| 対象事業 | | |
| 五別表第一の二 | 湖沼開発区域の位置 | 新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域に |
| の項の二に該 | | あっては、水平投影面積)が変更前の湖沼開発面積の |
| 当する対象事業 | | 十パーセント未満であること。 |
| /N | | |

| 土 叫書祭 のこ | 北北吸水区社の片里 | ガと)とおよりのにはし、シスカハのごはどが再その火き |
|----------|---------------------|-------------------------------------|
| | 放水路の区域の位置 | 新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該 |
| の項のホに該 | | 区域の面積の十パーセント未満であること。 |
| 当する対象事 | | |
| 業 | | |
| 七 別表第一の三 | 鉄道の長さ | 鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のイ又は | 本線路施設区域の位置 | 変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区 |
| 口に該当する | | 域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| 対象事業 | 本線路の数 | 本線路の増設がないこと。 |
| | 鉄道施設の設計の基礎と | 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の |
| | なる列車の最高速度 | 部分において十キロメートル毎時を超えて増加しない |
| | | こと。 |
| | 運行される列車の本数 | 地上の部分において、運行される列車の本数が十パー |
| | | セント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増 |
| | | 加しないこと。 |
| | 盛土、切土、トンネル若しく | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架 |
| | は地下、橋若しくは高架又は | 又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区 |
| | その他の構造の別 | 間において変更しないこと。 |
| | 車庫又は車両検査修繕施設 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクター |
| | の区域の位置 | ル以上増加しないこと。 |
| 八 別表第一の三 | 軌道の長さ | 軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のハ又は | 本線路施設区域の位置 | 変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区 |
| ニに該当する | | 域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |
| 対象事業 | 本線路の数 | 本線路の増設がないこと。 |
| | 軌道の施設の設計の基礎と | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上 |
| | なる車両の最高速度 | の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しな |
| | | いこと。 |
| | 運行される車両の本数 | 地上の部分において、運行される車両の本数が十パー |
| | | セント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増 |
| | | 加しないこと。 |
| | 盛土、切土、トンネル若しく | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架 |
| | 二二、ツエ、ドイヤル石し、 | 二工、 別工、 「マ 小ル石 し \ は心 「、 愉石 し \ は同米 |

| | は地下、橋若しくは高架又は | 又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区 |
|----------|------------------------|--------------------------------|
| | その他の構造の別 | 間において変更しないこと。 |
| | | |
| | 車庫又は車両検査修繕施設 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクター |
| | の区域の位置 | ル以上増加しないこと。 |
| 九 別表第一の四 | 発電所の出力 | 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 |
| の項のイ又はロ | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れ |
| に該当する対象 | | た区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| 事業 | | |
| | 発電設備の位置 | 発電設備が百メートル以上移動しないこと。 |
| 十 別表第一の十 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加し |
| の項のハ又は二 | | ないこと。 |
| に該当する対象 | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れ |
| 事業 | | た区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | 原動力についての汽力、ガス | |
| | タービン、内燃力又はこれら | |
| | を組み合わせたものの別 | |
| | 燃料の種類 | |
| | 冷却方式についての冷却塔、 | |
| | 冷却池又はその他のものの | |
| | 別 | |
| | 年間燃料使用量 | 年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。 |
| | ばい煙の時間排出量 | ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこ |
| | 160.1 /E 27.3 [10] [E] | と。 |
| | | |
| | 温排水の排出先の水面又は | 7277 7151 C W 1 C V 1 77121777 |
| | 水中の別 | |
| | 放水口の位置 | 放水口が百メートル以上移動しないこと。 |
| | | |
| 十一 別表第一の | 発電所の出力 | 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 |
| 十の項のホ又は | | |
| へに該当する対 | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れ |
| 象事業 | | た区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |

| 新たに事業実施区域となる部分の面積が変 実施区域の面積の十パーセント未満であり 十ヘクタール未満であること。 十二 別表第一の 埋立処分場所の位置 新たに埋立処分場所となる部分の面積が変 | |
|--|---|
| 十ヘクタール未満であること。 | 、かつ、二 |
| | |
| 十一 別表第一の 押立処分場所の位置 新たに押立処分場所とたる郊公の西籍が亦 | |
| 一 がなの ツ 生上だり物川ツ世里 利にに生上だり物川こなる部分ツ田慎が多 | 変更前の埋立 かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅう かんしゅう かんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅう かんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゃ しゅん |
| 五の項に該当す 処分場所の面積の十パーセント未満である | こと。 |
| る対象事業 廃棄物の処理及び清掃に関 | |
| する法律施行令第七条第十 | |
| 四号イに規定する産業廃棄 | |
| 物の最終処分場、同号口に規 | |
| 定する産業廃棄物の最終処 | |
| 分場又は一般廃棄物若しく | |
| は同号ハに規定する産業廃 | |
| 棄物の最終処分場の別 | |
| 十三 別表第一の 埋立干拓区域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変 | で更前の埋立 |
| 六の項に該当 干拓区域の面積の十パーセント未満である | こと。 |
| する対象事業 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から五百メート | ・ル以上離れ |
| た区域が新たに対象事業実施区域とならな | いこと。 |
| 十四 別表第一の 施行地区の位置 新たに施行地区となる部分の面積が変更前 | の施行地区 |
| 七の項に該当す の面積の十パーセント未満であり、かつ、 | 二十ヘクタ |
| る対象事業 ール未満であること。 | |
| 土地の利用計画における工土地の利用計画における工業の用の土地の | 面積が変更 |
| 業の用、商業の用、住宅の用前の当該土地の面積の二十パーセント以上 | :増加せず、 |
| 又はその他の利用目的ごと 又は十ヘクタール以上増加しないこと。 | |
| の土地の面積 | |
| 十五 別表第一の 対象事業実施区域の位置 新たに事業実施区域となる部分の面積が変 | で更前の事業 |
| 大の項から十一 実施区域の面積の十パーセント未満であり | 、かつ、ニ |
| の項のハまでに 十ヘクタール未満であること。 | |
| 該当する対象事 | |
| 業 | |